

空調機定期点検
(松ヶ崎浄水場)

特記仕様書

京都市上下水道局

1 総則

(1) 疑義

本特記仕様書に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

(2) 法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

(3) 単位

使用する単位は、国際単位系(SI)を標準とする。

(4) 受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

ア 作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用

イ 各種の試験及び検査に必要な費用

ウ 発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償

エ 官公署などに対する届出などの手続に必要な費用

オ その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用

(5) 官公署への手続の代行

受注者は、作業の履行に当たり、関係官公署及び地区電気事業者などへ届出などを必要とするものについて代行すること。

(6) 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

ア 受注者が発注者の指示に従わないとき。

イ 受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。

ウ その他必要が生じたとき。

(7) 仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

(8) 提出書類

ア 着手時

受注者は、作業の着手前において、次の書類を局職員の指示に従い、提出すること。

(ア) 労働保険関係成立等証明願等（労働者災害補償保険及び雇用保険）

1部

※労働保険料申告書（事業主控）、労働保険料納付書（領収証書）、労働保険料等口座振替

結果のお知らせのいずれかでもよい。

イ 完了時

受注者は、本作業終了後速やかに、次の書類を局職員の指示に従い作成し、提出すること。

(ア) 完成通知書	1部
(イ) 報告書	1部
(ウ) 請求書	1部

(9) 労働保険等の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、作業の着手前において、各労働局・労働基準監督署様式等により労働保険関係成立等証明願等を提出しなければならない。

2 作業概要

本作業は、フロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という）に基づき、保有する第一種特定製品のうち定期点検の対象となる空調機器について、平成26年12月10日経済産業省・環境省告示13号（以下「告示第13号」という）及び関連法令等により定期点検を実施し、第一種特定製品に使用されるフロン類の適正な管理を推進することを目的とする。

3 作業場所

京都市左京区松ヶ崎中海道町9番地 松ヶ崎浄水場

4 対象機器

別紙の通り

5 作業内容

対象機器について、フロン排出抑制法・告示13号・その他関係法令等により、次の通り定期点検を実施する。

- (1) 異常音の有無
- (2) 外観の損傷・摩耗・腐食・発錆・油漏れ及び熱交換器への霜の付着状態等の目視による点検。
- (3) 直接法、間接法又は二つを組み合わせた方法による検査

ア 漏洩箇所が概ね特定できる場合には・発泡液の塗布・冷媒漏洩検知器を用いた測定又は蛍光剤・窒素ガス等の第一種特定製品への充填により、第一種特定製品から

の漏洩を検知する直接法を用いて点検する。

イ その他の場合には、蒸発器の圧力・圧縮機を駆動する電動機の電圧電流、その他第一種特定製品の状態を把握するために必要な事項を計測し、当該計測の結果を定期的に計測して得られた値に照らして、異常がないことを確認する間接法を用いて点検する。

ウ 点検者が直接法と間接法の両方を必要と判断した場合は、2法を組み合わせて点検する。

(4) フロン類漏洩の有無の判断

(1)～(3)の結果を踏まえて、フロン類漏洩の有無について、専門的な知見から判断する。

(5) 点検結果報告書の作成及び提出

ア 発注者から貸与する冷媒漏洩点検・整備記録簿への点検結果の追記

イ 対象機器の外観写真、直接法の実施状況等の写真及び間接法の各測定値の記録表

ウ 空調室外機現状写真

(6) フロン類の漏洩が認められた場合の取り扱い

ア フロン類の漏洩が認められた場合の「漏洩箇所の特定」及び「漏洩修繕の実施」は、本作業には含まない。

イ 当該修繕は、本市が別途に実施するが、修繕実施に当たって、本作業の受注者は必要に応じて、状況提供や助言等を行うものとする。

6 業務に必要な資格等

定期点検の実施に当たっては、フロン類及び第一種特定製品の専門点検の内容について、「十分な知見を有するもの」が、検査を自ら行い又は検査に立ち会わなければならない。「十分な知見を有するもの」は、次の(1)から(3)の通りとする。

(1) 第一種冷媒フロン類取扱技術者又は第二種冷媒フロン類取扱技術者

(2) 一定の資格等を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者。

ア 一定の資格としては、以下の5資格が挙げられる。

(ア) 冷凍空調技師（日本冷凍空調学会）

(イ) 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）

(ウ) 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、機器の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者。

(エ) 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）

(オ) 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

イ 点検に必要となる知識等の習得に伴う講習は、環境省及び経済産業省のホームページに適正性が確認された講習として、掲載された講習とする。

(3) 十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者。

ア 十分な実務経験とは、例えば、日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の整備や点検に3年以上携わっていた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を遵守し、違反したことがない技術者を指す。

イ 点検に必要となる知識等の習得を伴う講習は、環境省及び経済産業省のホームページに適正性が確認された講習として、掲載された講習とする。

7 注意事項

(1) 建物・設備及び工作物等を滅失又は破損することのないよう、細心の注意を払う事。

万一、事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、局職員と打ち合わせの上、受注者の責任において賠償する事。

(2) 受注者は、本作業上知り得た電子データ・資料・情報等を、本作業の実施以外の目的に使用してはならない。また、発注者の許可を得ずに、外部に公表又は漏らしてはならない。

(3) 作業期間中、作業対象機器以外についても、局職員が調査依頼した場合には協力すること。

(4) 本仕様書に明記されていないことや、異常箇所及び不良部分を発見した場合は、報告・協議し、その指示に従うこと。

(5) 受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を、当局の基準に基づき、施工前・施工中・施工後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後に年月日・説明などを書き添えて、写真帳を作成する事。

点検対象機器

(別紙)

(所属名) 水道部 松ヶ崎浄水場

機器仕様等									
								フロン類に関する事項	
機器名称	設置場所	台数	型式	定格出力 (kW)	製作メーカー	製造年月	製造番号	種類	量 (kg)
ヒートポンプエアコン	通路 (北列) (屋外機 本館屋上)	1	PUHY-P450SDMG4	8.1	三菱電機(株)	2016.10	69W00074	R410A	26.6
ヒートポンプエアコン	中央・事務所 (中列) (屋外機 本館屋上)	1	PUHY-PR450SDMG4-BS (PUHY-RP224SDMG4-BS×2)	4.0×2	三菱電機(株)	2017.8	77W00071 77W00072	R410A	25.0
ヒートポンプエアコン	中央・事務所 (南列) (屋外機 本館屋上)	1	RXYP400FA	11.6	ダイキン工業(株)	2020.12	A000645	R410A	7.7